告　示

○国家公安委員会告示第二十八号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　社団法人長野県猟友会の名称

㈠　変更前の名称　社団法人長野県猟友会

㈡　変更後の名称　一般社団法人長野県猟友会

二　変更の年月日　平成二十四年六月一日

○総務省告示第三百十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

総務大臣　川端　達夫

一　名称	平成二十四年度年次射撃部隊
二　国外派遣期間	平成二十四年八月二十一日から平成二十四年十一月十七日まで
三　派遣人数（概数）	百二十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第三百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

総務大臣　川端　達夫

一　名称	平成二十四年度米国実動訓練及び射撃訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十四年八月二十三日から平成二十四年十月五日まで
三　派遣人数（概数）	五百六十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ワシントン州

○総務省告示第三百二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

総務大臣　川端　達夫

一　名称	平成二十四年度米国実動訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十四年八月二十七日から平成二十四年十月一日まで
三　派遣人数（概数）	七十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ワシントン州及びカンザス州

○法務省告示第三百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十日

法務大臣　滝　実

別表第一浦和国際学院埼玉校の項の次に次のように加える。

東京教育文化学院所沢校	埼玉県

別表第一Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｔｕｄｙ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ東京の項中「Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｔｕｄｙ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ東京」を「ＩＳＩ外語カレッジ」に改め、同表財団法人国際教育振興会日米会話学院日本語研修所の項中「財団法人国際教育振興会日米会話学院日本語研修所」を「日米会話学院日本語研修所」に改め、同表国際文化交流センター附属ＩＥＣＣ日本語学校の項中「国際文化交流センター附属ＩＥＣＣ日本語学校」を「ＩＥＣＣ日本語学校」に改め、同表東京日本語研究所の項の次に次のように加える。

東京国際朝日学院葛西校	東京都
東京ＨＯＰＥ日本語国際学院	東京都

別表第一ふれあい横浜専門学校日本語科の項を削り、同表宏志学院の項中「宏志学院」を「横浜国際語学院」に改め、同表浜松日本語学院の項の次に次のように加える。

富士山日本語学校	静岡県

別表第一大原簿記法律専門学校難波校の項の次に次のように加える。

大阪日本語アカデミー	大阪府
青巌日本語学校	大阪府

別表第一神戸外語教育学院の項の次に次のように加える。

日本工科専門学校日本語学科	兵庫県

別表第一専門学校昴学園自動車大学校の項中「専門学校昴学園自動車大学校」を「専門学校昴大原自動車大学校」に改め、同表福岡言語学院の項を削り、同表に次のように加える。

尚学院国際ビジネスアカデミー	沖縄県

別表第四ソニー学園日本語学校の項の次に次のように加える。

ふれあい横浜専門学校日本語科	神奈川県

別表第四九州ビジネス専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

福岡言語学院	福岡県

○財務省　農林水産省告示第十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省　農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　郡司　彰

一中「年一分二厘」を「年一分一厘」に、「年一分三厘五毛」を「年一分二厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分二厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十四年以下	年八厘五毛
十四年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分一厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十二年以下	年七厘五毛